はしがき

金融機関は、顧客との間で、預金、融資をはじめとするさまざまな取引を行っていますが、それらはすべて法的根拠に基づいて処理されています。

この点、日常業務においては、各金融機関の事務マニュアル等に従って業務を行っていれば特に問題が生じることもほとんどないため、日常の中で法務知識の必要性を感じることはないかもしれません。ただ、異例事態やトラブルが発生した場合には、その取引に関する法的理解に立ち戻って問題の解決を図ることが必要となります。

そもそも、金融法務の基本的理解ができていないと事務マニュアル等が定めるルールを正しく理解することができず、意図せずルールに抵触してしまうことも想定されます。

ここに、金融法務の知識を習得する意味があります。

本書は、金融法務にはじめて接する若手行職員の方々が、法務の初歩的理解ができるよう、預金、融資、為替等の基本取引について特に重要な項目に絞り、適宜、用語解説を交えながらわかりやすく解説することを心がけました。

また、各項目の見出しを質問形式にし、原則、見開き2頁で簡潔に記述してありますので、知りたい項目が一目でわかるようになっています。

本書によって、新入行職員を含めた若手行職員の方々が金融法務の基礎的理解を深め、正確な業務遂行をするうえでの一助となれば幸甚です。

最後に、本書の執筆にあたっては、経済法令研究会の地切修氏に原稿の編集等で尽力いただき、また、司法修習生の高橋遼氏には司法研修所入所前に関連法令の調査、原稿の校正等でご協力いただいたので、ここに両氏に対して謝意を表します。

2020年1月

堀総合法律事務所パートナー弁護士
藤池 智則、髙木 いづみ

Ⅰ 金融取引一般

1 金融取引と法

1 金融機関を規制する法律にはどのようなものがあるか 2

2 約款とはどのようなものか 4

3 金融取引において判例はどのような意味があるか 6

2 守秘義務と個人情報の保護

4 守秘義務とは何か 8

5 守秘義務の例外とされるのはどのような場合か 10

3 金融取引と犯罪収益移転防止法

6 取引時確認とはどのようなものか 12

7 疑わしい取引とはどのような取引をいうのか 14

Ⅱ 預　　金

1 預金の法的性質等

1 預金契約にはどのような性質があるか 16

2 預金債権にはどのような性質があるか 18

2 預金の種類

3 普通預金はどのような性質の預金か 20

4 定期預金はどのような性質の預金か 22

5 総合口座はどのような性質のものか 24

6 当座預金、外貨預金、譲渡性預金とはどのような性質の預金か 26

3 預金の受入れ

7 預金として受け入れられるものには何があるか 28

8 受け入れた現金等はどの時点で預金となるのか 30

9 間違って振り込まれた現金も預金となるか 32

4 預金の払戻し

10 預金の払戻しに応じる場合の留意点は何か *34*

11 代理人等に対する払戻しはどのような点に留意すべきか *36*

12 本人以外の者に預金を払い戻した場合はどのようになるのか *38*

13 偽造･盗難カードによって預金が払い戻された場合はどのようになるのか *40*

5 預金の相続

14 相続制度の概要はどのようになっているか *42*

15 遺産分割前の相続預金の払戻しにはどのように対応するか *44*

16 遺言にはどのようなものがあるか *46*

17 遺留分とはどのようなものか *48*

18 遺言がある場合の相続預金の払戻しはどのようにすべきか *50*

19 相続預金の払戻しにおいて遺言がない場合はどのようにすべきか *52*

20 相続預金について取引経過開示請求があった場合は
どのようにすべきか *53*

6 預金の譲渡・差押え

21 預金は譲渡できるのか *54*

22 差押命令･転付命令とはどのようなものか *56*

23 差押債権の特定とはどのようなことか *58*

24 税金の滞納による差押命令とはどのようなものか *60*

7 預金の消滅時効

25 預金の消滅時効はどのようになっているか *61*

Ⅲ 融　　資

1 融資の種類

1 証書貸付とはどのような形態の融資か *64*

2 手形貸付とはどのような形態の融資か *66*

3 手形割引とはどのような形態の融資か 68
4 当座貸越とはどのような形態の融資か 70
5 その他どのような融資があるか 72

2 銀行取引約定書

6 銀行取引約定書にはどのような役割等があるか 73

3 融資取引の相手方

7 自然人と取引する場合の留意点は何か 74
8 各種法人と取引する場合の留意点は何か 76

4 担 保

9 担保にはどのような意義・性質があるか 78
10 抵当権とはどのような担保か 80
11 根抵当権とはどのような担保か 82
12 根抵当権はどのような場合に確定するのか 84
13 指名債権を担保にとる場合、どのような方法があるか 86
14 動産を担保にとる場合、どのような方法があるか 88
15 有価証券を担保にとる場合、どのような方法があるか 89

5 保 証

16 保証にはどのような意義・性質があるか 90
17 連帯保証とはどのような保証契約か 92
18 個人根保証契約とはどのような保証契約か 94
19 保証契約において公正証書を作成するのはどのような場面か 96
20 金融機関は主債務に関する情報を保証人に提供する義務はあるか 98
21 保証委託に際して委託を受ける者への情報提供は必要か 100
22 信用保証協会の保証とはどのようなものか 102

6 弁 済

23 弁済とはどのようなことをいうのか 104
24 第三者が弁済する場合の要件は何か 106

25 弁済充当とはどのようなことか *108*

7 相　殺

26 相殺とはどのようなものか。また、相殺の要件は何か *110*

27 融資先の預金に差押えがあった場合、貸付金と相殺できるか *112*

8 担保権の実行

28 抵当権の実行とはどのようなことか *114*

9 貸付金債務の相続

29 融資先が死亡した場合、貸付金はどのようになるか *116*

10 消滅時効の管理

30 貸付金の消滅時効期間はどのようになっているか *118*

31 時効の完成猶予・更新とはどのようなものか *119*

Ⅳ 手形・小切手

1 手形・小切手

1 手形・小切手にはどのような機能があるか *122*

2 手形・小切手にはどのような性質があるか *124*

3 手形・小切手にはどのような特徴があるか *126*

4 当座勘定取引とはどのような契約か *128*

2 手　形

5 手形の記載事項にはどのようなものがあるか *129*

6 裏書はどのような方法で行うのか *132*

7 裏書の連続とはどのようなことか *134*

8 手形の支払呈示期間はどのようになっているか *136*

9 遡求とはどのようなことか *138*

10 手形の時効はどのようになっているか *140*

11 白地手形とはどのような手形か *142*

12 手形を紛失した場合はどのようにするのか *144*

3 小切手

13 小切手の法的性質はどのようなものか *146*

14 小切手の支払呈示はどのようになっているか *148*

15 線引小切手とはどのようなものか *150*

4 手形交換

16 手形交換制度とはどのようなものか *152*

17 手形・小切手の不渡事由にはどのようなものがあるか *154*

18 取引停止処分とはどのようなものか *156*

19 不渡異議申立とはどのようなものか *158*

Ⅴ 電子記録債権

1 電子記録債権とはどのようなものか *162*

2 電子記録債権はどのような場合に発生するのか *163*

3 電子記録債権の譲渡・分割はどのようにするのか *164*

4 電子記録債権はどのような場合に消滅するのか *165*

Ⅵ 内国為替

1 内国為替制度

1 為替の定義・役割とはどのようなものか *168*

2 振　込

2 振込の法律関係はどのようになっているか *170*

3 被仕向金融機関の義務はどのようになっているか *173*

3 代金取立

4 代金取立とはどのようなものか *174*

5 代金取立の法律関係はどのようになっているか *176*
6 委託金融機関の義務はどのようになっているか *178*
7 受託金融機関の義務はどのようになっているか *180*

法律等の略記について

改正債権法 ⇒民法の一部を改正する法律（平成29年６月２日法律44号）により改正された民法の債権関係部分

改正相続法 ⇒民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年７月13日法律72号）により改正された民法の相続部分

※文中における「債権法改正」、「相続法改正」との表記は、いずれも上記と同様である。

銀行取引約定書 ⇒平成12年４月に廃止された全国銀行協会制定の銀行取引約定書旧ひな型

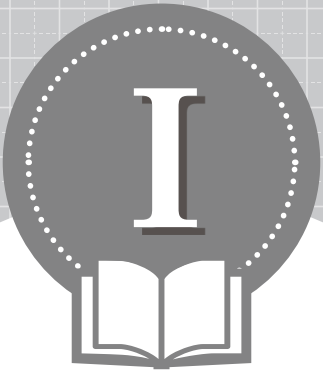

金融取引一般

1　金融取引と法

1 金融機関を規制する法律にはどのようなものがあるか

1 銀行法、信用金庫法など各業法がある

(1)　銀行法の適用と準用

金融機関に適用される金融規制法として最も重要なものは銀行法です。銀行法は、銀行に適用されるものですが、各協同組織金融機関（信用金庫、信用組合等）を規律する業法においても準用されています。

(2)　銀行法の目的

銀行法１条１項では、銀行法の目的は「銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資する」点にあるとされています。

銀行のような預金取扱金融機関は、預金業務により受け入れた資金をもって貸付業務や送金業務（為替業務）を行います。そして、これらの業務により、資金を資金需要者につなぐ金融仲介機能を提供し、また、貸付により新たな預金を創出するという信用創造機能も提供します。これらの機能により、国民の余剰資金を資金需要者に行き渡らせることができ、ここに銀行業務の公共的性格が認められます。

しかし、預金者は、銀行を信用しないと、直ちに預金の払戻しを請求することとなるでしょう。一方で、預金を原資とする貸付は、通常一定の期限が設定されており、銀行が要求したからといって直ちに返金されるべき性質のものではありません。

そのため、銀行が貸付や投資の失敗等により、信用をなくして取付け騒ぎが生じると、資金繰りが悪化して、経営破綻し、それにより、国民経済に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

それゆえ、銀行業務の健全性確保と銀行の信用の維持の観点から、銀行法は、銀行業務を免許制にするとともに、自己資本比率規制、業務範囲規制、議決権保有規制、金融庁による監督等の厳格な規制を置いているのです。

(3)　その他の規制法

そのほか、預金取扱金融機関を規制する法律として、預金保険法、臨時金利調整法、出資法、独占禁止法、外国為替及び外国貿易法、金融商品取引法、犯罪収益移転防止法等種々のものがあります。

2　金融取引関連法として、民法、会社法、金融商品販売法等がある

金融機関が行う個々の取引は、私人間の取引です。したがって、金融取引においては、私人間の法律関係を規律する民法、商法、会社法、手形法、小切手法、利息制限法、消費者契約法、金融商品販売法等の実体法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法等の手続法、破産法、民事再生法等の倒産法といった私法上のルールが適用されます。

3　法律には任意規定と強行規定がある

法律の規定には、当事者間の合意によって排除できる任意規定と、国や社会の秩序維持や経済的弱者保護の観点から、その定めに反する当事者間の合意が許されない強行規定があります。

このうち任意規定は、当事者間の契約にこれに反する定めがない場合に契約内容を補充します。他方、強行規定は、金融機関が締結する契約の内容や契約締結のための勧誘行為等を制約します。こうした制約は、金融機関とその顧客の間の情報・交渉力等の格差にかんがみた、消費者や社会的弱者の保護の観点からのものです。

2 約款とはどのようなものか

1 あらかじめ定型化された契約条項を約款という

私人間の法律関係は個人の自由な意思によって決定されるため、金融機関は、いかなる者と、いかなる内容の契約を締結するか、自主的に判断できます。ただ、金融機関がすべての取引の契約内容を個別の顧客ごとに判断するとなると、非常に時間と手間がかかります。

そこで、定型的サービスについては、金融機関があらかじめ契約条項を定めて契約内容を定型化し、顧客に適用する約款を制定しておく必要があります。

2 民法に定型約款の規定が明文化されている

改正前民法においては、約款について明文がありませんでした。そのため、金融機関が制定した約款が顧客に対して拘束力を有するためには、顧客が約款に同意するか、顧客が約款を知りうる状況に置いておくことが必要であると考えられていました。

債権法改正によって「定型約款」について定義規定が新設され、一定の要件を充たした場合に定型約款が拘束力を持つことが明文化されました。

定型約款は、「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」と定義されており、「定型取引」とは、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」をいいます（民法548条の2第1項）。

この定義に照らすと、従来まで約款と呼ばれていたものすべてが定型

約款になるとは限りません（定型約款に当たらない約款については、従来と同じ扱いがなされる）。

「定型約款」が拘束力を持つためには、①契約当事者が、定型約款を契約の内容とすることを合意したこと、または、②定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示したことが必要となります。

ただし、相手方の権利を制限し、または義務を加重するような条項であって、その定型取引の態様および実情ならびに取引上の社会通念に照らして信義則に反して相手方の権利を一方的に害するものと認められる場合は、その条項に拘束力は生じません（同条２項）。

3 定型約款の変更

定型約款の変更についても以下のようなルールが定められています。

① 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合する、または変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無およびその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである（民法 548 条の４第１項）。

② 変更後の定型約款の内容ならびに当該発生時期をインターネット等により周知する（同条２項）。

＜定型約款に該当するもの＞
- 預金規定
- インターネットバンキング規定
- カードローン規定
- 住宅ローン規定

＜定型約款に該当しないもの＞
- 銀行取引約定書

■著者紹介■

藤池 智則（ふじいけ とものり）

弁護士　堀総合法律事務所パートナー　ロンドン大学キングスカレッジLL.M.
千葉大学大学院専門法務研究科非常勤講師（企業法務担当）、日本マルチペイメントネットワーク運営機構法務委員長、日本電子決済推進機構法務委員長
〔主要著書・論文〕
『銀行窓口の法務対策4500講』（金融財政事情研究会、共著）、『新訂 貸出管理回収手続双書 回収』（金融財政事情研究会、共著）
「金融機関における情報管理態勢」（金融法務事情1774号、共著）ほか

髙木 いづみ（たかぎ いづみ）

弁護士・公認不正検査士・金融内部監査士　堀総合法律事務所パートナー
東京大学法学部卒業
〔主要著書・論文〕
『銀行窓口の法務対策4500講』（金融財政事情研究会、共著）、『新訂 貸出管理回収手続双書 回収』（金融財政事情研究会、共著）
「ケーススタディ窓口実務」（融法務事情1766号、1769号、1771号、1774号、1777号、1779号、1782号、1785号、1787号、1790号、1792号、1795号、共著）ほか

金融法務入門

2020年2月15日　第1刷発行

著　　者　藤池智則
　　髙木いづみ
発行者　金子幸司
発行所　㈱経済法令研究会
〒162-8421　東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03(3267)4811　制作 03(3267)4823
https://www.khk.co.jp/

営業所／東京03(3267)4812　大阪06(6261)2911　名古屋052(332)3511　福岡092(411)0805

カバーデザイン／小野未宇（㈱ケイズ）
制作／地切 修　印刷・製本／㈱日本制作センター

© Tomonori Fujiike, Izumi Takagi 2020　Printed in Japan　ISBN978-4-7668-2449-0

☆　**本書の内容等に関する追加情報および訂正等について**　☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には，当社ホームページに掲載いたします。
（ホームページ　書籍・DVD・定期刊行誌 メニュー下部の 追補・正誤表 ）

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。